

議案第 35 号

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例

山陽小野田市下水道条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 161 号）の一部
を次のように改正する。

第 10 条第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(水質適合のための除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>	<p>(水質適合のための除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>